



理念

私たちSG GROUPは、ホスピタル精神（おもてなし）をもち、医療・福祉・保健を通じて地域社会の人々の幸せに貢献します。患者・利用者・ご家族に喜ばれ感謝される素晴らしいホスピタル環境づくりとホスピタリティある仕事を徹底して行います。

パワーハラスメント防止措置

中小事業主も、2022年4月1日から義務化！

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。中小事業主も、2022年4月1日から義務化されます！

◆「パワーハラスメント」とは？

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるものであり、



①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適性な業務指示や指導については、該当しません。

◆職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

【事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発】

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。

【相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備】

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。

【職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応】

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。

【その他併せて講ずべき措置】

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること。
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇やその他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。



『全ての社員が、家に帰れば自慢の娘であり、息子であり、尊敬されるべきお父さん、お母さんだ。そんな人たちを、職場のハラスメントなんかで、うつに至らしめたり、苦しめたりしていいわけがないだろう』

これは厚生労働省のワーキンググループで出され、紹介された言葉です。

社として必要なパワハラ防止措置を講じ、パワハラから社員を守りましょう！

ストレスチェック！ ラインケアについて学ぼう

メンタルヘルス対策には、労働者自身によりセルフケアの他に、管理監督者による「ラインケア」があります。メンタルヘルス対策の中で、管理監督者の役割は重要です。どのようなことに気を付けて部下と接すれば良いか、そのポイントについてお知らせします。

部下の変化に早期に気付く 早期発見が大事！

行動や態度の変化

- 表情に元気がない。活気を感じない。ふさぎこんでいる。
- これまで起こさなかったミスやトラブルが増えている。
- 服装や髪の流れ、衣類の汚れがある。

仕事の変化

- 作業効率が悪くなった。
- 思考力や判断力が落ちている。
- 業務に結果が伴わない。
- 業務上の期限に遅れがち。



勤務状態の変化

- 遅刻や早退しがち。体の不調による欠勤が増えた。
- 空席やトイレの回数が増えている。
- 残業や休日出勤が増えている。
- 会議での発言が少なくなった。

早く気付くためには、日頃から部下に関心を持って接し、いつもの行動や人間関係について知っておくことが大切です。

部下が上司に相談しやすい環境や雰囲気を整えましょう。管理監督者が部下の話を積極的に聴くことは、職場環境の重要な要素である職場の人間関係の把握や心の健康問題の早期発見・適切な対応という観点からも重要です。

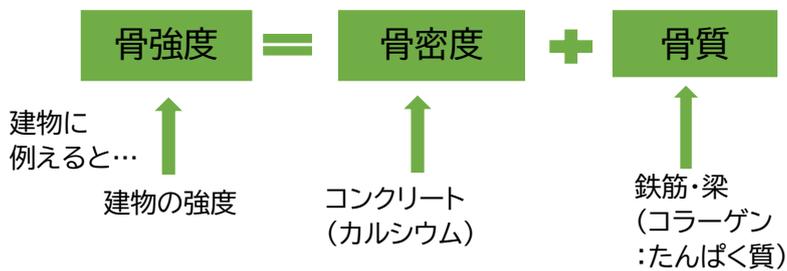
今回は、部下への対応について、上司が気を付けるポイントをご紹介します！

あなたの骨、元気ですか？～骨粗しょう症について～



骨粗しょう症とは、骨強度(骨の強さ)が低下して、骨折しやすい状態になることです。骨強度は、骨量の指標となる「骨密度」と骨の構造など「骨質」の2つの要因によって決まります。

骨折が生じやすい部位は脊椎(背骨)、手首の骨、大腿骨(太もものつけねの骨)です。特に大腿骨骨折は、寝たきり・要介護になる危険が高まります。



骨を元気にするための3か条

1. バランスの良い食事



骨コラーゲンの原料となるタンパク質食品(卵・魚・肉・大豆製品など)を毎食1品は食べましょう。

2. 骨を強くする栄養素の補給



3. 適度な運動

骨を丈夫に！転倒防止！



予防が大事！定期的に骨密度検査を受けましょう！



メディカルコート八戸西病院付属

八戸西健診プラザ

TEL 0178-21-1717

平日 8:00～16:30

土曜 8:00～11:30

